



朝倉市

ワンデーレスポンスの実施

1. 目 的

円滑な工事の施工、業務の履行及び適正な品質の確保を図るためには、関係者間で適切なコミュニケーションを確保し延滞のない応答により、問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠であります。このため、工事及び業務の現場等において発生する諸問題への迅速な対応を実現することを目的に本取組を実施します。

2. 対 象

朝倉市発注の全ての建設工事及び測量、設計、調査等業務委託に適用する。ただし、災害復旧工事等の緊急を要する場合は除く。

【測量、建築・土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント】

3. 実施内容

基本は「即日対応」

ア 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」にする。

イ 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「回答予定日」を「その日のうち」に受注者に対し予告する。

ウ 予告した「回答予定日」に回答できない場合は、明らかになった時点で、速やかに受注者に新たな「回答予定日」を予告する。

エ 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、上司に報告、相談し回答する。

オ 受注者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

4. 実施方法

ア 受注者への周知

初回の打合せ時などに、受注者に対し、ワンデーレスポンスの意義と目的を説明し、本取組みへの双方の理解を高める。

イ 双方からの質問等に対し基本に則り対応する。

受注者からの問合せ等及びそれらに対する回答については、原則として書面によるものとする。

なお、緊急を要する場合等は、電話、ファクシミリ、Eメール等を活用することができるものとする。ただし、この場合も、事後に書面で処理するものとする。

5. 適用時期

本要領は、令和7年4月1日以降に契約する案件から適用する。

なお、既に契約済の工事で令和7年4月1日以降施工中のものについても適用する。

附 則

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。